

喜茂別町避難所運営マニュアル

喜茂別町

《マニュアル更新履歴》

- ・令和 5年（2023年）12月策定
- ・令和 7年（2025年） 8月改訂

<目 次>

1	避難所を運営するための4つの基本方針	P 5
2	避難所の開設から撤収までの流れ	P 7
3	初動期（災害発生時当日）の対応	P 9
4	避難所開設フローチャート	P 1 1
5	避難所受付手順	P 1 2
6	避難所レイアウト例（避難受付時）	P 1 3
7	避難所開設の準備	P 1 4
8	施設管理者との打ち合わせ	P 1 5
9	避難所運営のために使う場所の指定	P 1 6
10	避難してきた人々の受け入れ場所の指定	P 1 6
11	避難してきた人々の受付	P 1 6
12	避難所利用者の組分け	P 1 9
13	継続的な避難者受入れ後の避難スペース・場所の調整	P 2 0
14	情報収集・伝達手段の確保	P 2 2
15	町災害対策本部への連絡	P 2 2
16	備蓄している水や食料、物資の確認・配給	P 2 3
17	トイレ対策	P 2 4
18	衛生環境の確保	P 2 4
19	避難者及び避難所運営委員会の構成員等の健康管理	P 2 5
20	安全対策	P 2 5
21	遺体の一時受け入れ	P 2 5
22	展開期（2日目から1週間程度）の対応	P 2 5
23	避難所運営のための業務	P 2 6
24	居住組の代表者（組長）の選出	P 2 6
25	避難所運営委員会の設置	P 2 6
26	各運営組の設置	P 2 9
27	役割の明示	P 2 9
28	車中泊の避難者に対する対応	P 2 9
29	在宅避難者等への対策の実施	P 3 0
30	低体温症の予防	P 3 0
31	災害関連死の予防	P 3 2
32	安定期（1週間目から3週間程度）の対応	P 3 3
33	避難所運営のための業務の継続	P 3 3
34	集約・統合・閉鎖の準備	P 3 4
35	撤収期（ライフライン回復時）の対応	P 3 4
36	避難所の閉鎖準備	P 3 5
37	避難所の閉鎖	P 3 5

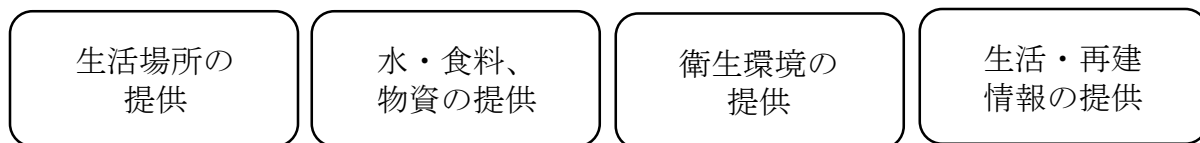
<目 次>

【様式集】

・様式1	避難所でのルール・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3 6
・様式2	避難所施設状況チェックシート・・・・・・・・	P 3 9
・様式3	避難所開設準備チェックシート・・・・・・・・	P 4 0
・様式4	避難所状況報告書・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4 1
・様式5	避難者受付票・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4 2
・様式6	避難者個別カード・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4 3
・様式6	(英語併記版) 避難者個別カード・・・・・・・・	P 4 4
・様式7	要配慮者聞き取りシート・・・・・・・・・・	P 4 5
・様式8	健康管理チェックシート・・・・・・・・・・	P 4 6
・様式9	避難所ペット登録台帳・・・・・・・・・・	P 4 7
・様式10	ペットの飼い主の皆さんへ・・・・・・・・	P 4 8
・様式11	避難者名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4 9
・様式12	居住組別避難者名簿・・・・・・・・・・	P 5 0
・様式13	情報連絡票・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 5 1
・様式14	食料管理表・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 5 2
・様式15	物資管理表・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 5 3
・様式16	食料・物資要望票・・・・・・・・・・・・・・・・	P 5 4
・様式17	物資受払簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 5 5
・様式18	育児・介護・介助・女性関連物資の要望票	P 5 6
・様式19	避難所記録簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 5 8
・様式20	避難所運営委員会会議記録簿・・・・・・・・	P 5 9
・様式21	避難所運営日誌・・・・・・・・・・・・・・・・	P 6 0
・様式22	避難所運営委員会系統図・・・・・・・・	P 6 1
・様式23	避難所運営委員会名簿・・・・・・・・・・	P 6 2
・様式24	避難所運営委員会規約・・・・・・・・・・	P 6 3
・様式25	事務引継書・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 6 5
・様式26	外泊届・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 6 6
・様式27	訪問者管理簿・・・・・・・・・・・・・・・・	P 6 7
・様式28	取材者受付用紙・・・・・・・・・・・・・・・・	P 6 8
・様式29	郵便物等受取簿・・・・・・・・・・・・・・・・	P 6 9
・様式30	相談受付メモ・・・・・・・・・・・・・・・・	P 7 0

1 避難所を運営するための4つの基本方針

- (1) 避難所が、地域の人々の安全を確保し、生活を再建するための地域の防災拠点として機能することを目指します。
- ア 避難所は、被災の危険が少なく、町民が安全に避難できる施設を提供します。
- イ 避難所は、災害で住家に被害を受けた人や、電気、水道、ガスなどライフラインの機能が途絶して生活が困難になった人（在宅避難者など避難所以外の場所に滞在する人も含む。）が生活できるよう、必要な支援を行います。
- ウ 避難所での生活支援の主な内容は以下の4つです。



- エ 生活支援を的確に行うため、避難所を利用する人（在宅避難者など避難所以外の場所に滞在する人も含む。）の情報を、家族（世帯）単位で登録します。
- オ 安否確認のための個人情報、事前に公開の可否を確認し公開しても良いとした人のみ公開します。
- カ 避難所においても、できるだけプライバシーが確保できるように努めます。
- キ 生活支援は公平に行うことを原則とします。ただし、高齢者、障がい者、難病・アレルギー疾患・その他の慢性疾患患者、妊産婦、乳幼児、子供、外国人など、特に配慮する必要がある人には、必要に応じて優先順位をつけ、個別に対応します。
- (2) 避難所は、地域のライフラインが復旧する頃まで設置し、復旧後は速やかに閉鎖します。
- ア 避難所は、地域のライフラインの復旧状況に合わせ統廃合などを行い、避難所となる施設の本来業務の早期再開に努めます。
- イ 避難所閉鎖後、住家を失くした人は、応急仮設住宅などの長期受け入れ施設で対処します。
- (3) 避難所では、避難所を利用する人（在宅避難者など避難所以外の場所に滞在する被災者を含む。）の自主運用を原則とします。
- ア 避難所の運営は、避難所を利用する人（在宅避難者など避難所以外の場所に滞在する人を含む。）が自主的に行うことができるよう、各町内会の役員や避難所を利用する人の代表者や避難所派遣職員、施設管理者などで構成する避難所運営委員会を設置し、運営に関わる事項を協議、決定します。
- イ 委員会の構成員には、女性の参画を促し、避難所運営に多様な立場の人々の意見が反映されるようにします。（3割以上の参画が望ましい。）
- ウ 避難所では、避難所を利用する人の負担をできるだけ軽減し、少しでもすくすくするために、避難所でのルール（様式1）を遵守します。
- エ 避難所の運営が特定の人々の過重な負担とならないよう、年齢や性別に関係なく、可能な限り役割を分担し、より多くの人々が避難所の運営に参画できるよう、交替や当番などにより対応することとします。

- オ 避難所を利用する人（在宅避難者など避難所以外の場所に滞在する被災者を含む）は、受け入れた部屋やブロック（１０世帯程度）ごとに「居住組」を組織し、避難所の運営に参加してください。
- (4) 避難所の後方支援は、町災害対策本部が主に行います。
- ア 避難所は、食料、物資などの配給を受けるため、町災害対策本部と定期的に連絡を取ります。
- イ 避難所では、町災害対策本部から派遣された保健師、福祉部門や衛生部門の職員などの支援を受け、被災者の心身の健康管理を行います。
- ウ 避難所は、避難所以外の場所に滞在する被災者の生活支援などを行う地域の拠点施設として機能するよう、町災害対策本部から必要な支援を受けます。

2 避難所の開設から撤収までの流れ



初動期（災害発生当日）

災害発生時の混乱の中で住民の安全を確保し、避難所を開設します。

災害が
起きたとき

自分と家族の身の安全を確保（安全確保行動（シェイクアウト））
＜避難＞

隣近所で声をかけ、助け合いながら避難しましょう。
自力で避難できない人を支援しましょう。



避難時、玄関のドア付近にタオル等を
かけて、避難状況の確認の容易化を
図ります。

避難した
場所で

避難した人を、町内会ごとに確認します。
安否情報を収集します。怪我や病気の人がないか確認します。

＜避難所開設の準備＞

- 1 建物の安全確認
- 2 施設管理者との打ち合わせ
- 3 避難所運営のために使う場所の指定
- 4 避難してきた人々の受け入れ場所の指定
- 5 避難してきた人々の受付及び区分け
- 6 利用者の組分け
- 7 情報収集・伝達手段の確保
- 8 町災害対策本部への連絡
- 9 備蓄している水や食料、物資の確認・配給
- 10 トイレ対策
- 11 安全対策
- 12 遺体の一時受け入れ

展開期（2日目～1週間程度）

避難所を利用する人たちが主体となって運営できるよう、避難所運営委員会を組織します。

<避難所運営>

- 1 避難所運営のための業務
- 2 居住組の代表者（組長）の選出
- 3 避難所運営委員会の設置
- 4 各運営組の設置
- 5 役割の明示

安定期（1週間～3週間程度）

人々の要望が多様化する時期です。
避難生活の長期化による心身の機能低下に注意しましょう。

- 1 避難所運営のための業務の継続
- 2 集約・統合・閉鎖の準備

撤収期（ライフライン回復時）

避難所の集約や統廃合などにより施設本来の業務再開準備を行います。

- 1 避難所の統合・閉鎖に向けた準備
- 2 統合・閉鎖に向けた説明会の開催
- 3 避難所の閉鎖準備
- 4 避難所の閉鎖

3 初動期（災害発生当日）の対応

大規模な災害が発生した直後の混乱した状況で、地域の人々の身体や生活を守るためには、消防や役場の職員だけでなく、地域の皆さんの協力が不可欠です。

特に避難所では、感染症対策を踏まえた避難所開設・運営が求められており、町内会の役員などを中心に住民自らが主体となり、施設管理者や行政職員と協力して、避難所を利用する人々の様々な事情に配慮しながら、運営することが期待されます。

(1) 避難所の開設

避難所の開設は、町災害対策本部から避難所開設の指示をされた場合、避難所に大勢の人が避難してきている場合、また避難指示が出た場合に開設します。避難所派遣職員や施設管理者が不在で、かつ緊急の場合は避難した地域の町内会の役員等が本マニュアルに基づき、開設することとなります。

(2) 運営体制

避難所運営を安全かつ確実に行うため、原則2人1組など複数で行ってください。

(3) 初動期の業務の流れ

災害が起きたとき

自分と家族の安全を確保します。

＜安全確保の例＞

地震でゆれている間：自分の身を守る行動をとります。

身を守る3つの安全確保行動
「シェイクアウト」



災害がおさまったら

(例 地震の場合)

ア 各家庭等で地震発生時の行動パターンを確認して避難しましょう。

地震発生時の行動パターン

- ・すばやく火の始末
- ・家族の安全を確認
- ・ドアや窓を開けて逃げ道を確保
- ・非常持ち出しマイバック等を持つ

イ 隣近所に声を掛け合い、助け合いながら避難所へ移動します。

ウ 自力で避難することが難しい人の元へ行き、安否を確認します。

(社会福祉協議会、町内会役員等による要配慮者などへの避難支援)

エ 自宅の安全が確認できた場合は在宅避難を検討します。また、親戚や知人宅等へ分散避難などの多様な避難も検討しましょう。

避難した場所で

ア 避難した人を地区や町内会などの組ごとに確認します。

イ 地域の人々の安否情報を収集し共有します。

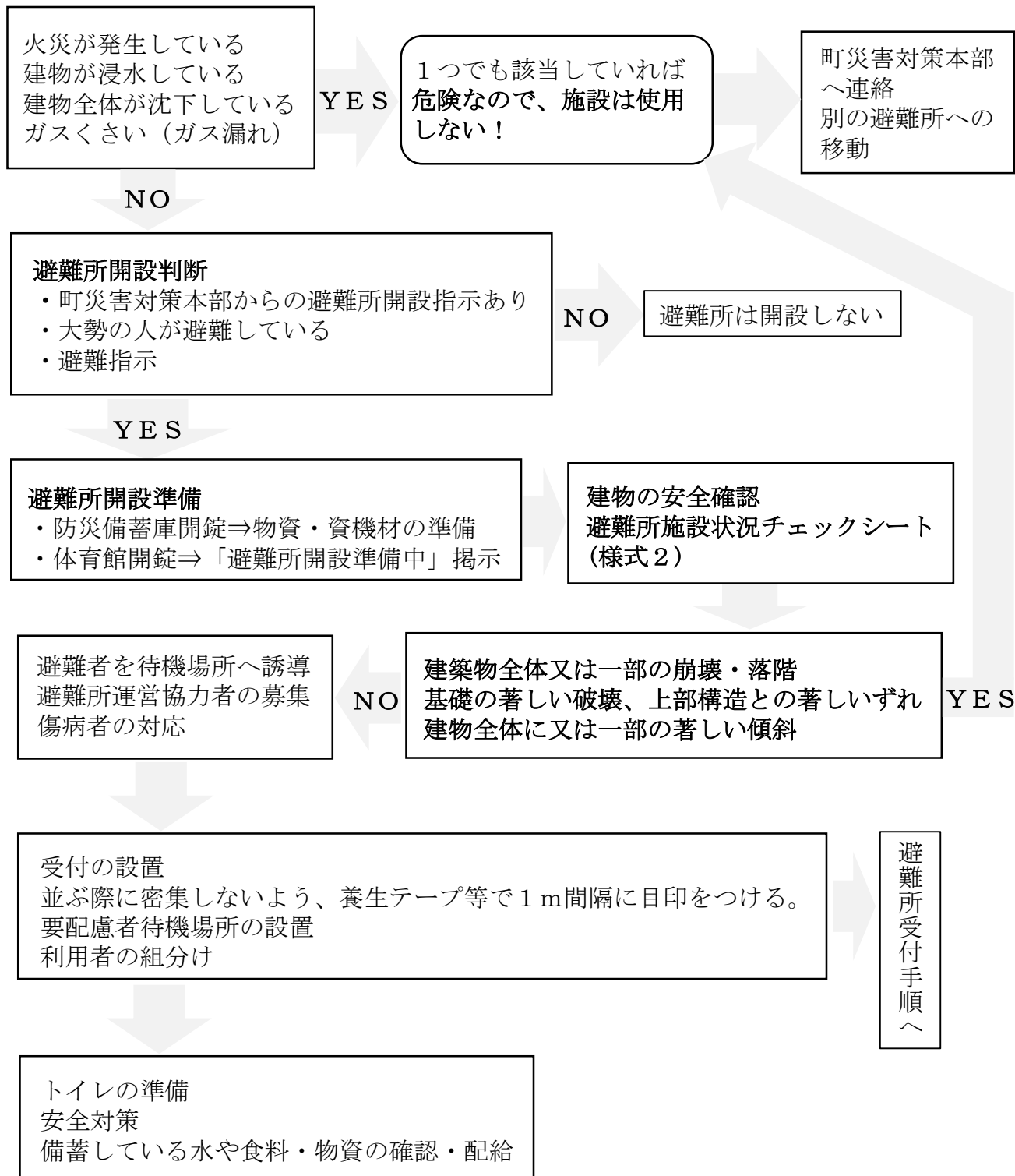
ウ 避難所にある避難行動要支援者名簿等に基づく避難状況を把握します。

エ 怪我をした人や病気の人はいないか確認し、該当者がいれば、町災害対策本部に連絡し、病院前救護所などへ搬送を考慮します。

(緊急を要する場合は119番)

オ 避難所敷地内での車中泊、テント泊も禁止です。

4 避難所開設フローチャート



5 避難所受付手順

<担当と役割>

(1) 入場管理者

避難所入口で、一般者と体調不良者等を振り分け、避難者の入場を管理し受付に案内する。避難所の開設準備が完了するまで、安全な場所で待機してもらう。

(2) 受付担当者

ア 避難者に**避難者受付票**（様式5）を記載してもらう。

イ 要配慮者か否かチェック

ウ 1世帯につき1枚**避難者カード**（様式6）を配布する。

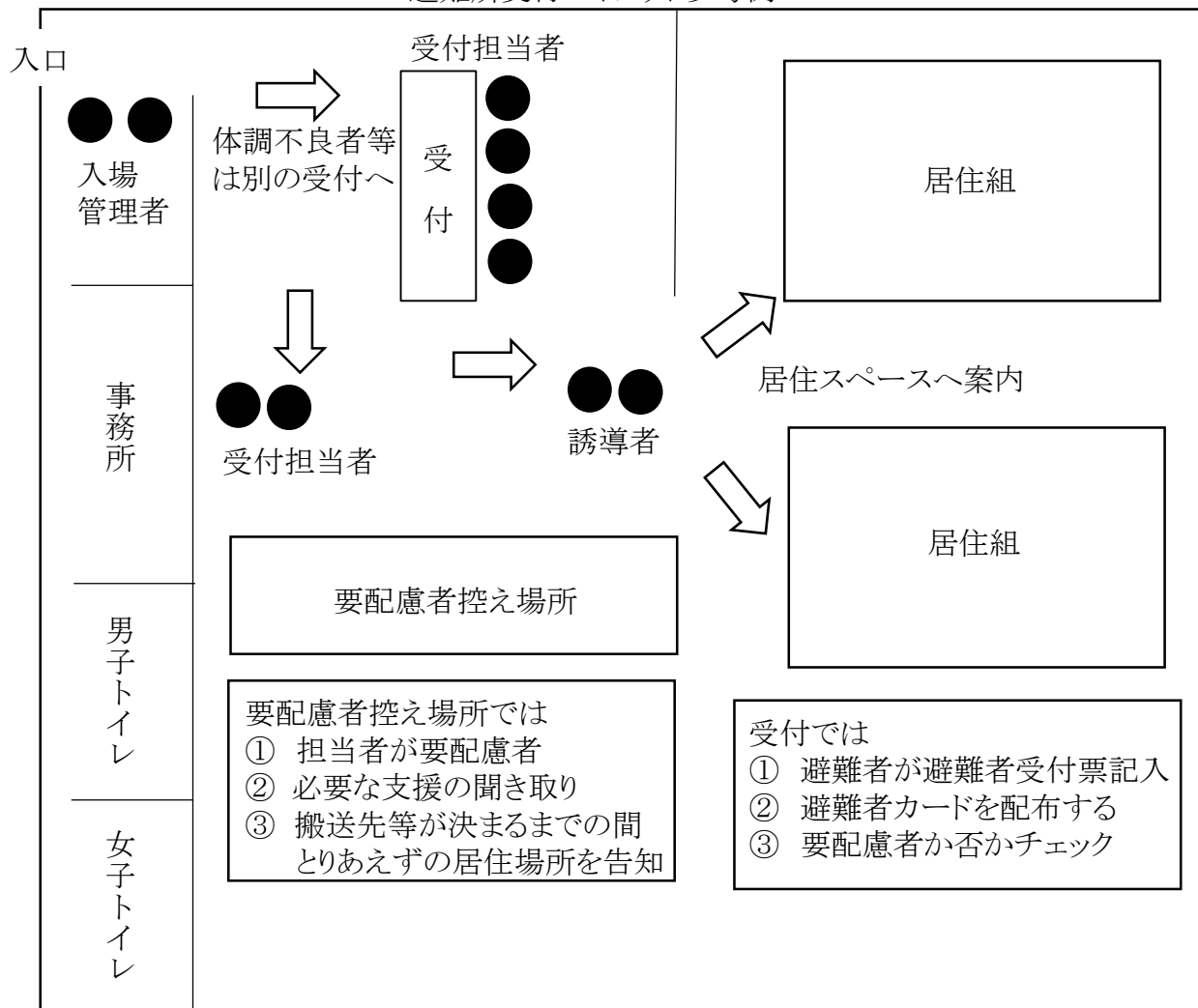
(3) 誘導者

受付から要配慮者待機場所や区割りされた場所まで誘導

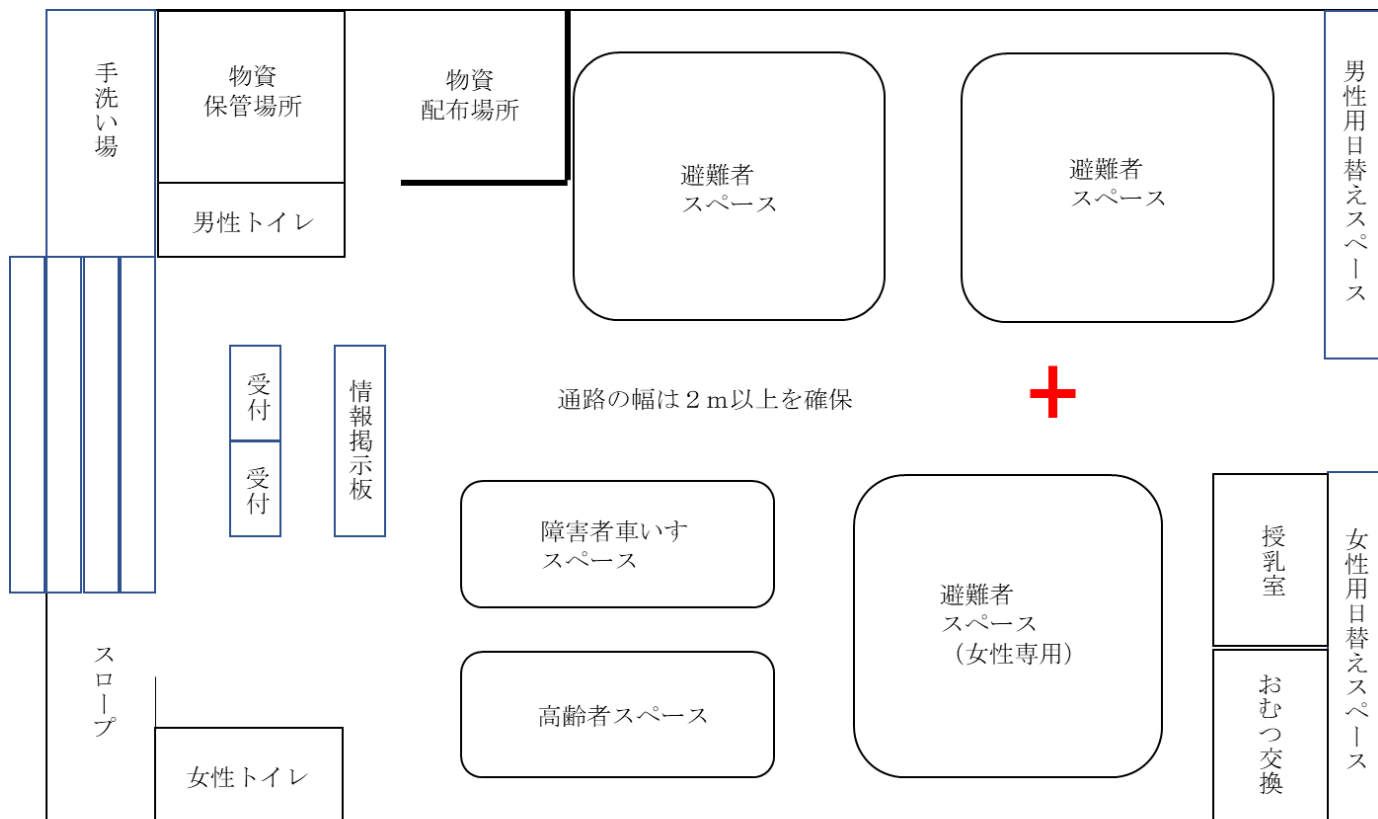
(4) 要配慮者聞き取り者

要配慮者（家族）から情報を聞き取り**要配慮者聞き取りシート**（様式7）に記入する。本人の希望で居住組又は控え場所で待機

<避難所受付レイアウト参考例>



6 避難所レイアウト例（避難受付時）



受付時のチェック
☐ 避難者カードの記入
☐ 発熱、咳等、体調の確認
☐ 要配慮者の確認

用意するもの

- ①非接触型体温計、②手指用アルコール消毒液
- ③次亜塩素酸溶液、④ハンドソープ、ウェットティッシュ
- ⑤フェイスシールド、ビニールシート
- ⑥使い捨て手袋等

7 避難所開設の準備

避難所開設の準備については、本マニュアルを活用する。

(1) 建物の安全確認

ア 避難所となる施設の管理者とともに、建物の安全確認を行います。

イ 建物の安全確認が完了するまでは、危険なので、中に入ることはできません。

また、避難所開設の準備が完了するまで、避難者を屋外の安全な場所(校庭など)で待機してもらいます。(荒天時は、状況によります。)

(2) 建物周辺の確認

- ☐ 火災が発生している
- ☐ 建物が浸水している
- ☐ 建物全体が沈下している
- ☐ ガスくさい(ガス漏れ)

1つでも該当していれば
**危険なので、
施設は使用しない！**
⇒町災害対策本部へ連絡

(3) 建物の確認

避難所施設状況チェックシート(様式2)を用いて、建物の外観などから安全確認を行います。

ア 避難所施設状況チェックシート(様式2)における建物外部点検において評価しますが、特に※欄にCが1つでもあると判断された場合、**危険なので施設に入らない！**

- ※ 建築物全体又は一部の崩壊・落階
- ※ 基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ
- ※ 建物全体に、又は一部の著しい傾斜

(ア) 「危険」の紙を貼り、建物内への立ち入りを禁止します。

(イ) 町災害対策本部に避難所が利用できないことを連絡します。

(ウ) 他の避難所への移動を開始します。

イ 建物の被害がみられない場合

(ア) 避難所開設準備チェックシート(様式3)を利用し避難所を開設します。

(イ) 必要に応じ、応急危険度判定士の派遣を町災害対策本部に要請してください。

(ウ) 避難者や町内会等の中で建築物応急危険度判定士がいる場合は、協力を要請し応急危険度判定を行います。

8 施設管理者との打ち合わせ

- (1) 建物や施設の安全確認の結果も踏まえ、施設管理者と協議します。
- (2) 避難所の運営について施設独自のマニュアルがある場合は、そのマニュアルに沿って対応します。
- (3) 利用できる場所の確認
施設管理者に、避難所として利用できる場所と、避難した人々の受け入れ場所として開放する順序を確認します。
- (4) 立ち入りを禁止する場所の指定
危険な場所や避難所として利用できない場所などを立ち入り禁止にします。
⇒出入口をロープで封鎖する。「立入禁止」の張り紙を貼るなど。

〈避難者の受け入れや、立ち入りを制限する場所の例〉

指定区分	具体的な場所の例	理 由
立ち入り禁止	応急危険度判定や安全点検で「危険」や「注意」と判定した場所	余震などによる二次災害の防止
立ち入りを制限	職員室、事務室、施設管理者の部屋など	個人情報有、施設の本来業務を再開する拠点ともなる
	理科実験室、工作室など	危険な薬品、設備有
	保健室や医務室、放送室、会議室、給食室や調理室、給湯室、倉庫など	避難所運営に利用
	屋外の一部	自衛隊など、町外からの救援者が利用する場合有
占有禁止	玄関、廊下、通路、階段、トイレなど	共用場所、避難経路の確保

- (5) 利用できる設備や資機材の確認
避難所の施設管理者に、利用できる設備や資機材の数や保管場所、使用上の注意などを確認します。

9 避難所運営のために使う場所の指定

- (1) 施設管理者と相談し、居住スペースの分離（ゾーニング）を意識して、「入場管理場所」「一般者用居住区」「体調不良者等用居住区」等の場所を決定します。
- (2) 指定した部屋やトイレ、手洗い場、掲示板等に感染症対策のチラシを掲示します。

10 避難所してきた人々の受け入れ場所の指定

以下のポイントに注意しながら、受け入れ場所（居住組）を定めます。

〈受け入れ（区割り）のポイント〉

居住区・通路の確保	最低2m幅の通路を確保し、居住区は最低でも1区画当たり3.5m×3.5mを確保するよう努めます。
地域でまとめる	世帯単位で受け入れ、なるべく顔見知りが集まれるよう町内会など居住する地域ごとの配置になるよう配慮しましょう。
要配慮者を優先的に受け入れる場所の検討	災害時に配慮が必要な人を優先的に受け入れる場所を検討し、予め指定します。できれば、個室も確保し、避難所利用者の状況から優先順位を定め本人や家族の希望も聞いたうえで個室の利用を促します。

11 避難してきた人々の受付

多くの避難者が押し寄せる可能性のある発災直後の避難所では、避難者をスムーズに受け入れるため、受付時に入場を管理する人、受付を担当する人要配慮者から聞き取りを担当する人、避難者を誘導する人などの役割が必要となるので、予め決めておく必要があります。

- 入場管理者⇒避難所入口で、一般者と体調不良者等を振り分け、避難者の入場を管理し受付に案内する。
- 受付整列者⇒受付に並んでいる避難者の整列等を行う。
- 受付担当者⇒避難者の受付業務、検温等の健康観察
- 要配慮者聞き取り者⇒要配慮者（家族）から情報を聞き取る。
- 誘導者⇒受付から要配慮者控え場所や区割りされた場所までの誘導

- (1) 台風や大雨時には、避難者が受付に並ぶ際に濡れないよう、屋根がある場所に受付を設置し、非接触型体温計・マスク・消毒液等を準備する。
- (2) 机、椅子を設置し、受付を作ります。（「受付」と表示する。）
- (3) 筆記用具や、受付に必要な様式を用意します。（受付担当）
- (4) 並ぶ際に、密集しないよう、受付やトイレの前に、養生テープ等で1m間隔に目印をつける。
- (5) 避難者受付票（様式5）を使用して受付し、人数の把握を優先します。

受付後、世帯ごとに**避難者個別カード**（様式6）を渡して避難所の中に誘導してください。（受付担当者、誘導者）

- (6) 受付時に**要配慮者聞き取りシート**（様式7）を使用し、避難者が避難行動要支援者名簿の消込を行います。

避難行動要支援者名簿は個人情報なので取り扱いには十分注意するようお願いします。

＜避難行動要支援者名簿とは＞

高齢者や障害者など、自ら避難することが困難で、避難に支援を要する人（避難行動要支援者）の名簿です。

避難行動要支援者は、最寄りの避難所のうち、住所ごとに安否情報を担当する「メイン避難所」を1か所選定し、名簿に掲載しています。

- (7) 要配慮者のため、受付と別に要配慮者の控え場所を作り、受付後に控え場所に誘導して、**要配慮者聞き取りシート**（様式7）を記載するための聞き取りを実施します。

- (8) 多数の避難者が来たときに備え、避難者（一般者・体調不良者等）の動線が交わらないよう考慮した案内板や掲示物などを貼付しましょう。

＜要配慮者とは＞

高齢者（要支援・要介護認定者）、身体・精神・知的障がい者、難病・アレルギー疾患・その他の慢性疾患患者、妊産婦、乳幼児、外国人など

※おむつ交換が必要な人、乳児、寝たきりの人、重度障害者（精神・知的）は個別が望ましい。

- (9) 入場管理

ア 入場管理者は、可能であればフェイスシールド等を着用するとともに、避難者との距離を保ち、感染防止に努める。

イ 施設前等で、体調不良の有無及び濃厚接触者か否かを呼びかけで確認し、一般者と体調不良者・濃厚接触者に振り分け、受付に案内する。

- (10) 受付、検温

ア 受付では、可能であればフェイスシールド等を着用するとともに、避難者との距離を保ち、感染防止に努める。

イ **避難者受付票**（様式5）を記載してもらい、1世帯につき1枚、**避難所個別カード**（様式6）を配布する。

ウ 避難所毎に健康観察（咳、倦怠感の有無の確認、検温）を実施し、1人につき1枚、**健康管理チェックシート**（様式8）に記入して配付する。

エ 避難所（一般者）で体調不良を認めた場合は、避難所（体調不良者等）の受付に行くように説明する。

- (11) 利用者登録

ア 世帯ごとに**避難者個別カード**（様式6）を記入してもらいます。

イ 在宅避難者など、避難所以外の場所に滞在する人の状況を把握するため、町内会などの役員等により、戸別に見回りを行います。

食料や物資の支給などの支援は、**避難者個別カード**（様式6）に基づいて避難所で行われるので、見回りの際に、在宅避難者などにも**避難者個別カード**（様式6）を記入するように伝えます。

※避難者個別カード(様式6)は、避難所に受け入れ、区割りされた居住スペースで記入してもらいます。在宅避難者などについても、避難所で避難者個別カード(様式6)を記入してもらいます。

＜登録時の注意＞

- ・ 安否確認の問い合わせに対応するため、氏名と住所を公開してよいか確認します。
- ・ 運営協力のため、特技や資格も記入してもらうよう協力を求めます。
- ・ 高齢者(要支援・要介護認定者)、障がい者、難病・アレルギー疾患・その他の慢性疾患患者、妊産婦、乳幼児、外国人など、避難生活で特に配慮を要することがあるか確認します。また、避難所以外に滞在する人については、自力で物資を取りに来ることができるか、確認しましょう。

(12) 人数の把握

避難者受付票(様式5)と避難者個別カード(様式6)をもとに、避難所利用者(避難所以外に滞在する人も含む)の人数を把握し、避難者名簿(様式11)を作成します。

(13) ペットの受入れ

犬や猫、小鳥、ハムスターなどの小型のげっ歯類など、一般的にペットとして飼われる動物について、被災者が避難所に同行避難して来た場合は、以下の点に留意して対応しましょう。

ア ペット滞在スペース

(ア) 犬、猫などのペットは、指定された場所以外で飼育することを禁止し、万が一のトラブルやアレルギー体質の方への配慮の必要性などを説明し、避難所ペット登録台帳(様式9)の記入・登録やペットの飼い主の皆さんへ(様式10)を遵守するよう協力を求めるとともに、所定のペット飼育場所を伝えます。

(イ) 避難者が連れてきたペットは、飼い主にとってはとても大切な存在ですが、動物が苦手な人や動物に対してアレルギーを持っている人もいます。共同生活を送る避難所では、ペットの鳴き声や毛の飛散、臭いなどの問題もあります。そのため、居住スペースとは十分な距離をとることが必要になるほか、ペットの種類によっては屋外で飼育できないものもあることから、屋内にスペースを設けることも考慮する必要があります。

イ ペット受け入れの際の留意点

(ア) 同行避難が可能な(飼育スペースあり)避難所については、飼い主が責任をもって避難所でペットを飼育するための居場所の確保やケージ等を用意する等、具体的な対応を検討しましょう。

(イ) ペットの中には、逃げて野生化した場合に生態系をかく乱する恐れがある動物(フェレットやプレーリードック等)が含まれることに留意し、避難所から逸走しないよう、飼い主と協力して適切に管理しましょう。

- (ウ) 避難スペース等の状況からペットの居場所が確保できない場合は、ペットの同行避難者の受入れができる避難所やペットの預け先を紹介できるように各避難所から到達可能な範囲の施設に関する情報を提供しましょう。
- (エ) ペット飼育のための物資支援も必要です。
- ウ 盲導犬や介助犬などはペットと区分して対応
 - 盲導犬や介助犬、聴導犬などの身体障がい者補助犬は、障がいを持った方々をサポートする重要な存在ですので、常に利用者とともに生活し行動する必要があります。
 - こうした補助犬はペットと同様に扱わないよう配慮が必要です。
 - 原則として、避難所では、利用者と補助犬は一緒に受け入れるようにしましょう。

12 避難所利用者の組分け

- (1) 「居住組」づくり
 - ア 避難所利用者のとりまとめを行うため、町内会などの役員の協力を得て、組分けをします。（在宅避難者など避難所以外の場所に滞在する人も可能な限り組を編成します。）
 - イ つくった組ごとに**居住組別避難者名簿**（様式12）にまとめます。
 - ウ 各組ごとにとりまとめを行う代表者（組長）を決めてもらいます。
- (2) 組のつくり方
 - ア 居住地域や血縁関係など、顔見知りが集まることができるよう配慮します。
 - イ 部屋単位など10世帯（20人～30人）程度で分けます。
 - ウ 高齢者だけとなるような編成は避けます。
 - エ 旅行者などの帰宅困難者は、地域の人と別にします。
- (3) 「組」ないの人の把握
 - ア 食料、水、物資を組ごとに配布するため、組内の人数を把握します。
 - イ 組内の人の健康状態を確認し、怪我人や病人がいる場合は、町災害対策本部に連絡は、喜茂別町立クリニック等への搬送を考慮してください。（緊急を要する場合は119番）

13 継続的な避難者受入れ後の避難スペース・場所の調整

(1) みんなが安心して過ごせるように設置するスペース

ア 採暖室

採暖器具の数や能力が十分でない場合、大きな部屋に設置しても効果的に温められない場合があります。このため、学校等では教室を利用するなど、採暖のできる部屋が必要な場合もあります。

イ 相談室

個人のプライバシーが守られ、避難所内のことなどを運営者に相談する部屋であり、できるだけ早く設置するようにします。

ウ コミュニティルーム（サロン）

避難者が気軽に集まり、お茶を飲んだり語り合ったりする場として使用できる部屋・空間です。避難生活が長期化した場合には、ストレス軽減の観点からも重要なスペースであり、必要に応じて女性専用スペースも設けます。居住スペースから少し離れた場所に設置します。

エ 静養室

パニックを起こした人が一時的に過ごして冷静さを取り戻したり、騒がしい場所が苦手な人が過ごしたりする場所です。居住スペースから離れた場所に設置します。

オ ゴミ集積所

臭いの問題等があることから、屋外に設置するようにします。なお、冬期間は雪を掘って仮置きすると腐敗による臭いを発しにくくなりますが、設置場所の選定には落雪の危険性がないか、また、除雪やゴミ収集がスムーズに行えるかをチェックする必要があります。

カ 礼拝スペース

宗教によっては礼拝する場所を必要とする場合があります。

礼拝のための場所の提供を求められた場合は、可能な範囲でスペースを用意し、パーティション等により目隠しを行う、周囲の避難者に理解を求めるなどの対応を検討しましょう。

(2) 女性用・男性用・多目的用に分けて設置するスペース

ア 更衣室

可能な限り女性用・男性用・多目的用に分け、女性用・男性用はできるだけ離れた場所へ設置するとともに内側から施錠できるようにして、昼夜間問わず安心して利用できる場所（明かりがある場所等）に設置しましょう。

イ 仮設風呂・シャワー

仮設風呂などの水を流す必要のあるものは、排水口がある場所に設置します。仮設風呂等については、手すりが設置されていない・滑りやすい等の制約もあり、脆弱性の高い高齢者等には適さないものもあるため、入浴支援者の確保が必要になります。

高齢者施設、旅館・ホテルなどの入浴施設の活用や、施設までの輸送手段（バス）等の確保を検討しましょう。

寒さ対策を徹底しましょう。屋内施設との温度差を極力少なくすることでヒートショックを防ぐことができます。

入浴は体を清潔にし、ストレス解消の効果があります。避難所開設時から仮設浴場等の設置を検討して入浴環境を確保しましょう。

ウ 洗濯物干し場

状況が落ち着いてきたら、仮設の洗濯場（洗濯機・乾燥器、洗濯干し場）を確保しましょう。

(3) 女性と子どものために設置するスペース

ア 授乳室

学校の体育館や教室など様々な場所を設置場所として選択できますが、プライバシーに配慮し、目張りや内部から施錠できるようにして安心して利用できるように配慮する必要があります。

また、薄着になることもあるため、暖房が必要な場合もあります。

イ 育児室（託児室）・子どもが遊べるスペース

周囲を気にせず、子どもを遊ばせる場所を居住スペースから離れた場所に設置します。こうした部屋は、日中、避難所から仕事や作業に外出する方のお子さんの託児所としても利用できます。なお、子どもの安全が守れるよう、保護者や担当者が見守れるようにしましょう。

なお、冬期間はグラウンドなどに積雪があることを活用して子どもたちの遊ぶ場所を用意することも考えられますが、その場合は落雪等、雪の事故に十分注意する必要があります。

(4) 要配慮者等のために設置するスペース

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者、外国人、女性、子ども、性的マイノリティなど、多様なニーズに配慮する必要があります、特にトイレや授乳室等への動線を考慮しましょう。

また、一般の避難所では生活することが困難になることも考慮し、運営本部から目の届く範囲に避難スペースを設定し、福祉避難所への移送の可能性もありうることから、入口までの動線も考慮しましょう。

(5) 感染症対策のために設置するスペース

ア 患者室（隔離室）

風邪や感染症等のまん延を防ぐため、患者の隔離場所として設置します。換気を十分に行い、暖房器具があれば設置します。

また、スペースは可能な限り個室にするとともに、なるべく一般的な通行経路から離れた場所に設置します。隔離区域として使える部屋がない場合は、ビニールやバリアとなり得る素材を用いてパーティションで区切り、避難所内に新たな隔離区域を設けます。

可能であれば、床から天井までを区切る一時的な壁をつくり、隔離区域の出入口には手指消毒液を設置し、ポスターなどを貼り出し、適切な個人用防護具（手袋やマスク等）を着用してから入室することがわかるようにします。

イ 発熱、咳等の症状が出た方の専用トイレ及び手洗い場

症状が出た者の専用のスペース、トイレや手洗い場は、一般の避難者とはゾーンや動線を分けます。すぐに対応ができない場合は、取っ手やドアノブなどの共用部分の消毒を徹底する必要があります。

(6) 通信環境を整備するスペース

ア 固定電話の設置

居住スペース（就寝場所）に声が届かない場所に設けるようにします。

イ 携帯電話等の充電スペースの設置

避難所の規模に応じて、携帯電話等の充電スペースを設置します。人目につく場所を設置し、盗難事故の発生に留意する必要があります。

ウ インターネット環境の整備

避難者がインターネットにより情報を入手できる設備（wi-fiなど）を通信事業者の協力を得ながら、設置に努めます。

エ 手回し充電式・乾電池式ラジオの設置

大規模災害時は通信状況が悪くなり、インターネットが使えなくなってしまうことがあります。手回し充電式や乾電池を使うラジオを設置すると、さまざまな情報を得ることができるほか、目が不自由な方などにも情報を知らせることができます。

(7) ペット滞在スペース

国では、ペットを飼養している人が災害時に自宅等から避難する必要があるときは、飼い主の自己責任の下でペットを連れて避難する「同行避難」を推奨しています。

一方、共同生活を送る避難所では、動物が苦手な人や動物に対してアレルギーを持っている人などがいることや、ペットの鳴き声や毛の飛散、臭いなども十分に考慮した滞在スペースの確保が必要となります。

このため、アレルギーを持った方や動物が苦手な方の居住空間とペットの飼養場所を分離するとともに、避難所内の移動でも動物との接点がないように動線を考え、人と動物との住み分けを行いましょう。

14 情報収集・伝達手段の確保

- (1) 出入口や受付などに避難所利用者が見やすい場所に情報掲示板を作り、**避難所でのルール**（様式1）を掲示しましょう。
- (2) 情報収集、通信手段の確保・設置に努め情報を収集します。
I P 告知端末、F A X、テレビ、ラジオ、インターネット

15 町災害対策本部への連絡

- (1) 利用者に配給する食料・物資の調達など、避難で必要な支援を受けるため**避難所状況報告書**（様式4）を用いF A X、電話などで町災害対策本部に連絡します。（避難所派遣職員）
＜連絡のタイミング＞
 - ア 第1報：開設時すみやかに
 - イ 第2報：開設後、約3～4時間後
 - ウ 第3報：開設後、約6～7時間後
 - エ 第4報以降の連絡は毎日時間を決めて定期的に行います。
- (2) 避難所派遣職員は、**情報連絡票**（様式13）を記載し町災害対策本部に提出します。

16 備蓄している水や食料、物資の確認・配給

(1) 状態や数を確認

備蓄している水や食料、物資の状態や数を確認し、**食料管理表**(様式14)及び**物資管理表**(様式15)にて在庫管理します。

(2) 不足分は**食料・物資要望票**(様式16)で、町災害対策本部に要請してください。

(3) 給水地点を確認し避難所利用者の協力を得て飲料水を確保します。

(4) 食料・物資の配給

ア 配給担当者は、手袋、マスク等を着用するとともに、避難者との距離を保ち、感染防止に努める。迅速かつ公平に配給するため、利用者の「居住組」ごとに配給し、一斉に取りに来ることの無いように事前にアナウンスを行います。また、配給を受けたら、**物資受払簿**(様式17)に記載します。

イ 食事や物資の確保は避難所で行い、あらかじめ指定した受け渡し場所に搬送する。この際、電話等で連携し、一般者対応の職員と、体調不良者対応職員が接触しないようにする。

ウ 食事の際には、飛沫感染等に配慮し、間隔をあけ、対面での着座を避けるなどの工夫をするよう周知する。

エ 配付する食事を置くテーブル等は消毒液で拭いておく。

オ 食事提供の際は手渡しをしない。

カ 配給の注意(要配慮者等)

(ア) けが人や病人、高齢者(要支援・要介護認定者)、乳幼児、妊産婦、障がい者などに加え、健康状態や気が弱く声をあげられない人、本人や家族・周囲の状況になど、避難所を利用する人が抱える様々な事情を考慮することが必要です。

(イ) **育児・介護・介助・女性関連物資の要望票**(様式18)を使用し、要配慮者等のニーズを把握して個別に対応してください。

(ウ) 利用者に、食物アレルギーや文化・宗教上の理由から食べられない物がないか必ず確認し、配給を行います。

(5) 食中毒の予防

避難者に食事を提供する際には、衛生面や温度管理に留意しましょう。災害時は、食中毒が発生しやすい状況となることから、食事を提供する方、食事を食べる方、どちらも、食中毒予防のための衛生管理に注意が必要です。

このため、調理や食事を提供する前は、石けんなどで十分に手洗いを行い、できるだけ加熱した食べ物を提供し、生ものの提供は避けましょう。

また、できるだけ早く食べて、食べ残したものは、廃棄するなどの管理も必要です。

(6) 様々な方への配慮

食物アレルギーの方や宗教上の理由から食べることのできない食材のある方への配慮が必要です。食事を提供するたびに、アレルゲン等の有無について掲示するなど、情報提供を行うようにしましょう。

また、嚥下(えんげ)障がいがある方は、固形物が食べられないだけでなく、ふつうの水を飲むことも困難です。嚥下食やとろみ食、離乳食等しか食べられない方を把握し、配慮する必要があります。

(7) 温かい食事・飲み物の提供

災害の発生直後、行政からプッシュ型支援の物資が届くまでは（標準では発災後3日間を想定）あらかじめ備蓄してある食料で対応する場合があります。

一方、避難者の健康のためにはメニューの多様化や栄養バランス等を考慮した適温食の早期の提供が求められ、普段食べているような食事や温かい食事・飲み物は安心感が生まれます。

栄養士などの協力を得ながら、ボランティアやキッチンカーを保有する事業者等による炊き出し、近隣の給食センターの活用などにより、食事を提供できる体制の構築、企業による弁当の提供やキッチンカーの派遣に係る協定締結を検討するなど、避難者の健康に配慮し、セントラルキッチン方式を含め、具体的な方法を事前に準備しておきましょう。

特に、積雪寒冷期には、避難所内の気温が低く、常温の飲料を飲まない避難者も想定されることから、電気ポット等を活用し、温かい飲み物の提供に努めます。

17 トイレ対策

災害時に水洗トイレが使用できなくなると、排泄物の処理が滞り、衛生状態が悪化します。トイレの使用を減らすため水分や食事を控えることとなり、脱水や栄養不良など様々な災害関連疾患を引き起こす可能性があります。避難所生活を少しでも良くするため、避難者全員で協力しましょう。

- (1) 下水は下水管の安全が確認されるまで流されないのが原則です。
- (2) 発災当初避難者が多いので、できるだけトイレの数を確保します。
- (3) 発熱や咳等の症状がある人及び濃厚接触者のための専用トイレは、一般の避難者とは動線を分ける。
- (4) 避難者50人に1基が基本となります。
- (5) 男性用：女性用＝1：3（男女をわかりやすく表示します。）
- (6) 携帯トイレ【災害用トイレセット】の活用
→便袋の廃棄場所を指定して、衛生面に気をつけます。
- (7) 毎日最低3回以上掃除し、トイレ環境の悪化に留意します。
→避難者全員によるローテーション制で行います。

18 衛生環境の確保

- (1) 避難所内では、手洗いや咳エチケットについても周知徹底を図る。
- (2) 手洗いは消毒液を使用する。流水で手洗いする場合には、タオルや着用中の衣類等で手を拭くことは禁止とし、ペーパータオルを使用するよう周知する。
- (3) 基本的には入口は開放し、最低1時間に2回は窓を開け、十分な換気を行う。
- (4) ドアノブや蛇口等、人々が良く触れる場所を定期的に清掃または消毒をする。
- (5) ごみ箱のごみ袋を収集する際は、「ごみに直接触れない」・「ごみ袋はしっかりしばって封をする」・「ごみを捨てた後は、手の消毒をする」などを徹底する。
- (6) 避難所（体調不良者等）の個室に避難している避難者は、原則としてトイレ、手洗い以外は外に出ないようにしてもらう。

19 避難者及び避難所運営委員会の構成員等の健康管理

- (1) 高齢者(要支援・要介護認定者)、基礎疾患を有する人は、重症化するリスクが高いため、健康状態の確認を徹底する。
- (2) 避難者(一般者)で体調不良を訴えた人がいる場合、「体調不良者等居住区」へ移動するよう案内する。
- (3) 避難者で体調が急変した場合、保健所に報告の上、指示を仰ぎ対応し、その内容を町災害対策本部へ報告する。
- (4) PCR検査等により避難者の中から新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した場合、保健所の指示を仰ぎ対応しその内容を町災害対策本部に報告する。
- (5) 避難者だけでなく、避難所運営委員会の構成員等の健康管理も定期的に確認を行う。

20 安全対策

- (1) 屋外に設置した災害用トイレなど夜間照明が必要な場所に非常用電源などによる照明を設置します。
- (2) 女性や子供に対する暴力防止や不審者排除のため、2人1組で夜間の見回りを行います。
- (3) 必要に応じて、警察官の巡回を依頼します。
- (4) 暴力・犯罪を絶対に許さないという避難所の環境づくりのため、「暴力・犯罪は見つけ次第警察に突き出します。」という強い姿勢をつくる。
- (5) 女性・子どもは一人でトイレに行かないなどの対策をします。

21 遺体の一時受け入れ

- (1) 原則、避難所には遺体を受け入れないこととしますが、やむを得ないときは、避難所派遣職員、施設管理者、避難所利用者が協力して遺体の一時受け入れを行います。
- (2) 遺体の受け入れ場所は、避難所利用者の受け入れ場所とは別にします。
- (3) 遺体を受け入れた場合は、町災害対策本部に遺体に関する情報を報告するとともに、遺体安置施設までの搬送方法について相談します。

＜遺体安置施設＞

喜茂別小学校体育館（案）

22 展開期（2日目から1週間程度）の対応

- (1) 展開期は、避難所運営の仕組みや規則を整え、日常生活を確立する時期です。避難所利用者の自主運営の原則に基づき、避難所を利用する人を主体とした避難所運営委員会を組織し、避難所を運営します。

(2) 運営体制

避難所運営委員会を設置するまでの間は、初動期と同様、避難所派遣職員、施設管理者、町内会などの地域の役員などが協力して運営します。

避難所運営委員会を設置した後は、各運営組が、自主的かつ円滑な避難所運営の主体となります。

23 避難所運営のための業務

- (1) 大規模地震(震度5強以上)が起こった後に応急危険度判定を実施していない場合、必要に応じて町災害対策本部に応急危険度判定士の派遣を要請し、応急危険度判定を実施します。
- (2) 避難所運営委員会を設置したら、すみやかに業務を引き継げるよう、次の簿冊を記入し、書類を整理しておいてください。
 - ア 避難所記録簿(様式19)
 - イ 避難所運営委員会会議記録簿(様式20)
 - ウ 避難所運営日誌(様式21)
 - エ 外泊届(様式26)
 - オ 訪問者管理簿(様式27)
 - カ 取材者受付簿(様式28)
 - キ 郵便物等受取簿(様式29)
 - ク 相談受付メモ(様式30)

24 居住組の代表者(組長)の選出

避難所利用者で編成した組ごとに代表者(組長)、副代表者(副組長)を選出してもらいます。(在宅避難者など、避難所以外の場所に滞在する人も組から組長を選出します。副組長は組長を補佐します。)

- (1) 代表者(組長)の選出
 - ア 避難所運営委員会の構成員にもなるため、なるべく委員会への出席が可能な人を選びます。
 - イ 特定の人に負担が集中しないよう、定期的に交替する。交替時には引継ぎを行います。
- (2) 代表者(組長)の役割
 - ア 組内の意見を取りまとめ委員会に報告します。
 - イ 委員会や運営に関する決定事項は組内全員に伝達します。
 - ウ 委員会や運営に関する決定事項を受け、炊き出しや水の確保、共有スペースの掃除(特にトイレ)などは、組ごとに当番制で行います。
 - エ 組ごとに配布される食料や物資を受領し、組内に配布します。
 - オ 組内に支援が必要な人(高齢者や障がい者など)がいる場合は、組長を中心に組内で協力して支援を行います。
 - カ 掃除や環境の整備は、組長を中心に組内で協力して行います。

25 避難所運営委員会の設置

- (1) 構成員の選出

避難者利用者で編成した組の代表者、町内会の役員、その他の避難所(女性、高齢者、子供、障がい者、外国人など、災害時に配慮が必要な人や家族からも選出)、避難所派遣職員、施設管理者が集まり、**避難所運営委員会系統図**(様式22)を参考に、できるだけ速やかに避難所運営委員会を組織し、**避難所運営委員会名簿**(様式23)を作成します。
- (2) 避難所運営委員会の構成員選出の際の注意
 - ア 構成員のうち、女性の割合が少なくとも3割以上となるように努めます。
 - イ 原則、ボランティアは構成員としませんが、委員会に認められた場合のみ出席・発言ができます。

(3) 会長、副会長の選出

避難所運営委員会の構成員の中から、会長・副会長を選出します。なお、会長・副会長のいずれかに女性を選出するよう努めます。

(4) 運営規約、避難所ルールの掲示

ア **避難所運営委員会規約**（様式24）のもと、避難所運営に必要な事項を検討し、**避難所でのルール**を（様式1）を作成します。

イ **避難所でのルール**（様式1）は情報掲示板に貼るなどして、避難所を利用する人全員（在宅避難者など避難所以外の場所に滞在する人も含む）に確実に伝わるようにします。

(5) 各運営組で行う業務の検討

ア 避難所運営委員会は、避難所の運営に必要な具体的な業務を行うため、**避難所運営委員会規約**（様式24）のもと、各運営組で行う業務を検討します。

イ 各運営組で行う業務の検討案

組 名	主な活動内容
総務組	受付業務（入退所などの各種手続き、苦情相談対応）、避難所日誌の作成、避難所運営委員会の事務局名簿管理、避難所利用者の把握、安否確認等への対応、その他、他の組の業務に属さないことに関するものを行う。
情報・広報組	避難所内外の情報収集・伝達・発信、電話の問い合わせ及び避難者の呼び出し、報道機関対応、町災害対策本部への連絡を行う。
施設管理組	避難所のレイアウトの作成、施設・設備の点検・故障対応、入浴順序の調整、防火・防犯対策を行う
食料組	避難所の食料、飲料水・食材の調達、受入、管理、配給、炊き出し対応を行う。
物資組	避難所の物資の調達、受入、管理、配付を行う。
衛生組	避難所施設の衛生管理（特にトイレ・ごみ・風呂・ペット）を行う。
ボランティア組	ボランティアの人的支援の受入を行う。
その他	その他、必要に応じて組を編成する。

(6) 避難所運営委員会における会議の開催

ア 避難所運営を円滑に進めるために、避難所運営委員会では定期的に会議を開催します。

会議では、現状の課題や今後予想される状況とその対処などについて話し合い、その結果を踏まえた情報発信や避難所運営を進めていきます。起床時間や配膳の方法、携帯電話の充電など、要配慮者等避難所のルールは状況に応じて修正することが必要です。

特に議題等がない場合でも、1日1回は、毎日同じ時間に会議を開催し、避難所内の情報を共有して、各班が連携した対応を行うようにするとともにその会議内容は、**避難所運営委員会会議記録簿**（様式20）に記載する。避難所運営の代表者は定時もしくは必要時に町災害対策本部会議に出席し、避難所の状況や問題点等について共有し、課題解決方法について話し合います。

イ 避難所運営委員会の議題の例

(ア) 避難所運営の方針決定

(イ) 避難者のニーズ把握

(ウ) 必要物品や資機材の洗い出し、不足物の要請

AEDなどの機器について施設内の設置納有無などを確認しておくことが重要です。

(エ) 居住区へのパーティション等の設置、スペース配分の見直し

避難生活の長期化に伴って、避難者の荷物等の増加により、スペース配分が不均衡になることも想定されるため、スペース配分の基準を家族単位とするなど、可能な限り公平な配分とします。

(オ) 避難所の生活ルールの確立

起床・消灯時間、掃除など避難所の状況に応じて、ルールを設けます。

また、避難者が勝手に自炊などをしないよう、必要に応じて炊事場の設置ルール等を設けます。

(カ) 避難者や避難所運営スタッフの健康管理

避難所生活が長引くことによるストレスなどから、些細なことからトラブルになることもあります。避難者の様子の変化に注意が必要です。

ストレスや不安などの精神的な負担や、体力的な負担を抱える避難者や避難所運営スタッフの健康管理のため、保健師や看護師等による保健指導や巡回相談、心のケアなどを実施するほか、運営スタッフと避難者が協力して、見守り体制を構築するなど、心身の健康保持のための環境を整えることが必要です。

26 各運営組の設置

(1) 組員の選出

各運営組の組員は、本人の意思を確認した上で各居住組から選出します。

＜組員選出の際の注意＞

ア 子どもから高齢者まで、年齢や性別に関係なく、可能な限り役割を分担し、より多くの人が運営に参画できるようにします。

イ 本人の意思を尊重し、強制はしないことにします。

ウ 特定の人に負担が集中しないよう、定期的に交替します。交替時には引継ぎを行ってください。

エ 男性だから、女性だからという固定観念に縛られることなく、本人の希望を聞き、業務を割り振ります。

オ 女性用の物資の受け渡しや女性からの要望を聞き取りやすいよう、総務組、食料組、物資組には女性の参加を多くするよう努めます。

(2) 組長、副組長の決定

組員の互選により、各運営組の組長、副組長を決めます。

＜組長選出の際の注意＞

ア 組長は避難所運営委員会の構成員にもなるため、なるべく委員会への出席が可能な人を選びます。

イ 特定の人に負担が集中しないよう、定期的に交替してください。交替時には引継ぎを行います。

(3) 各業務の実施

各運営組は、**避難所運営委員会規約**（様式24）のもと、業務を実施します。

27 役割の明示

(1) 委員会の役割や構成員、各運営組の役割や組編制・組員などを避難所を利用する人に知らせるため、避難所運営委員会名簿（様式23）に記入し、情報掲示板に掲示します。

(2) 委員会や各運営組の構成員は、見分けやすいようにビブスなどの目印を身に付けます。

28 車中泊の避難者に対する対応

(1) 車中泊避難は健康管理や避難者等の状況把握の面で課題があり、望ましいものではなく、長期の生活を送る場所として適切ではありません。一方、プライバシーの確保やペットの世話ができるなどの利点があることから、災害発生時には、様々な理由によりやむを得ず車中泊を選択する避難者が生じます。

個々の事情により、避難所に入所せず車中泊で避難を希望する場合、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒の危険性への注意が必要となります。また、冬は、車のエンジンを切ると急速に室温が下がるため、寒さにも十分注意が必要です。

車中泊の避難については、自由に様々な場所で行われると避難者等の状況把握が困難になることや、トイレ設備などの環境の整った場所で車中泊避難が行われることが望ましいことから、避難所の駐車場等に車中泊を行うスペースを設置するなど、目配りができる範囲で認めるようにしましょう。あわせて、食事やトイレなどの所定の生活ルールを説明するものとします。

また、健康被害を防ぎ、適切な方法で車中泊避難を行えるようにするために、エコノミークラス症候群の予防として、リーフレットを配布し、屈伸など適度な運動、弾性ストッキングの使用、水分摂取などの注意喚起を行いましょう。

(2) 厚生労働省エコノミークラス症候群対策リーフレット

エコノミークラス症候群の予防のために

○ エコノミークラス症候群とは

食事や水分を十分に取らない状態で、車などの狭い座席に長時間座っていて足を動かさないと、血行不良が起こり血液が固まりやすくなります。その結果、血の固まり(血栓)が血管の中を流れ、肺に詰まって肺塞栓などを誘発する恐れがあります。

○ 予防のために心掛けると良いこと

予防のためには、

- ① とくとき、軽い体操やストレッチ運動を行う
 - ② 十分にこまめに水分を取る
 - ③ アルコールを控える。できれば禁煙する
 - ④ ゆったりとした服装をし、ベルトをきつく締めない
 - ⑤ かかとの上げ下ろし運動をしたりふくらはぎを軽くもんだりする
 - ⑥ 眠るときは足をあげる
- などを行いましょう。

○ 予防のための足の運動



29 在宅避難者等への対策の実施

避難所に避難してくる被災者への対応が重要であることはもちろんですが、在宅避難者（避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている方）等への情報発信や物資提供などの対応拠点としても、避難所は機能する必要があります。

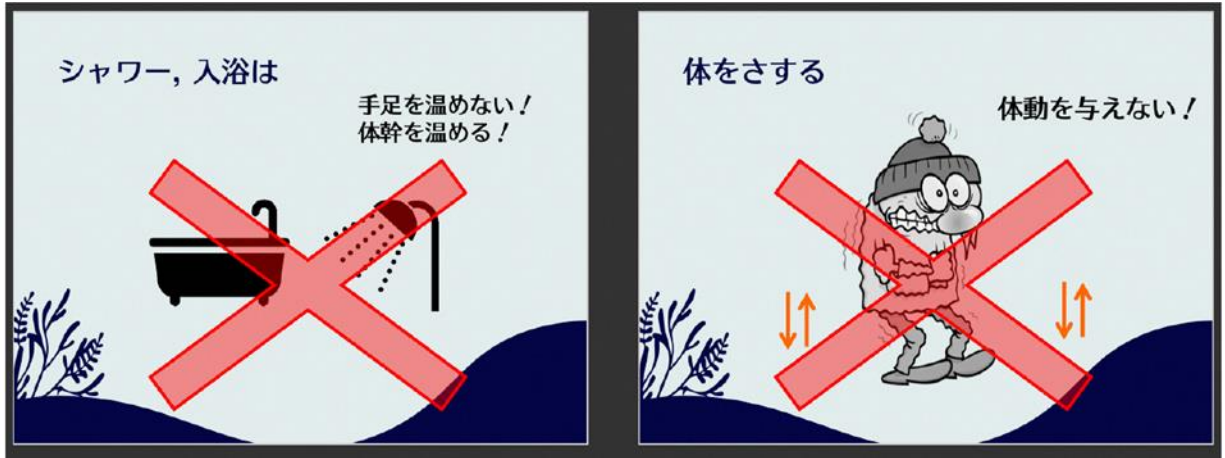
また、避難所は在宅避難者等の支援拠点として、水や食料、トイレの提供のほか、水害の場合であれば、自宅の片付けに使用する防塵マスク、ゴム手袋、スコップ、扇風機、サーキュレーター等の提供も考えられるため、民間の被災者支援団体等と連携しながら実施することも検討が必要です。

30 低体温症の予防

低体温症とは、深部体温（身体の内部（内臓や脳）の体温のこと）が35℃以下に低下した状態をいい、「体温が奪われること」と「体の熱が作れないこと」の条件が揃うことで発症します。

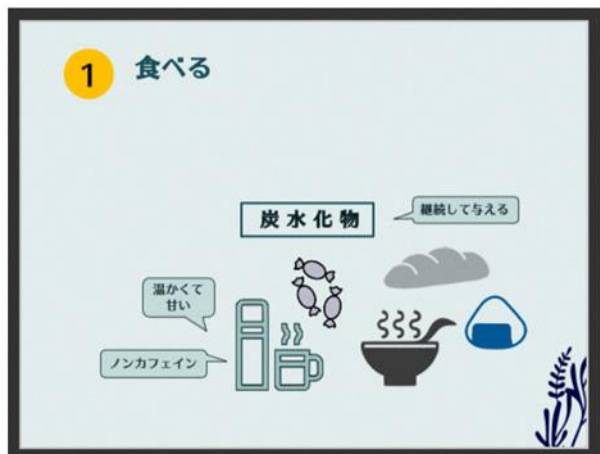
低体温症の対応は、健康な人が暖を取る行動とは異なります。たとえ善意で行った対応でも、助かる人を死に至らしめてしまうことがあります。

(1) 低体温症の対処にやってはいけないこと



(2) 低体温症の予防と対処にやってほしいこと (体温を下げない! 上がる 4 箇条)

ア 食べる：炭水化物を摂ると体内の熱産生を助けます。



イ 隔離：冷たい風・雨・雪から守りましょう。



ウ 保温：それ自体に熱源を持たないもので温めましょう。



エ 加湿：熱源を体幹（胸）に当て当てましょう。



出典：令和3年度北海道防災総合訓練（厳冬期）「避難所における低体温症」講演資料

31 災害関連死の予防

災害時において、避難生活等が原因で亡くなる「災害関連死」を防ぐためには、避難所の生活環境の改善が欠かせません。冬の厳しい寒さへの対策はもちろん、高温や多湿等が予想される時には、熱中症対策に留意が必要です。

(1) 過去の大規模災害における災害関連死の研究結果

ア 避難所で水が不足していると口腔ケアが不足することで誤嚥性肺炎に至る恐れがあること。

イ 劣悪なトイレ環境が水分摂取を抑えることにつながり、エコノミークラス症候群や循環器疾患の原因となる恐れがあること。

ウ 避難所での雑魚寝や長時間同じ体勢をとることにより、身体力の低下や意欲の低下を招き、生活不活発病、感染症をはじめとした疾患やうつなどの精神疾患につながる恐れがあることなどが指摘されています。

- (2) 避難所生活が原因となる災害関連死を防ぐために、避難所・避難生活学会では避難生活に欠かせない物質であるトイレとキッチン（食事）、ベッド（睡眠）を、発災後４８時間以内に避難所へ整えることを目指す「TKB４８」という考え方を提唱しています。

このうち「トイレ」については、避難者全員が安全に安心して使えるトイレを、可能な限り屋内に設置できるようにします。

また「キッチン」は、食事のことであり、可能な限り早期に、温かく、食物繊維が豊富で、たんぱく質が接種できる食事を避難所で供与できるようにします。

冬は、低体温症対策として、甘い物など高カロリーの食べ物を用意することも必要です。

ベッドは段ボールベッド等の簡易ベッドを利用して、床から高い場所で、ほこりを吸い込みにくく、冷気の影響を受けにくくするなどして、睡眠の質を高めるようにします。

そして、冬の寒さが厳しい北海道では、TKBに加え、暖房（Warm）の確保の点も加え「TKB+W」を整えることも重要です。

32 安定期（１週間目から３週間程度）の対応

- (1) 安定期は、避難所運営の仕組みや規則が定着し、生活に落ち着きが戻る一方、避難者の要望や求める情報などが多様化・高度化する時期であり、柔軟に対応する必要があります。一方で、自宅などへ移動により避難所を利用する人が減少するため、避難所の運営体制を再構築するとともに、避難所を撤収するための準備を進める時期でもあります。なお、避難生活の長期化に伴い、避難者の心や身体の抵抗力が低下する時期でもあるため、注意が必要です。
- (2) 運営体制
- 避難所利用者の自主運営の下足に基づき、避難所運営委員会と各運営組が、自主的かつ円滑な避難所運営の主体となります。ただし、避難所を利用する人の減少に伴い、運営体制を再構築する必要があります。

33 避難所運営のための業務の継続

- (1) 避難生活の長期化に伴う避難所利用者と運営側の健康状態などに注意しながら、運営します。

(2) 安定期に注意するポイント

主な内容		担当する組
避難所生活長期化に伴う避難所利用者のニーズの変化への対応	安定期以降の情報収集・提供	情報・広報組
	各種支援窓口の設置調整	総務組
	避難生活の長期化に伴う食料の確保	食料組
	避難生活の長期化に伴う物資の確保	物資組
	避難所内の秩序維持の強化	施設管理組
避難所利用者と運営側の身体とこころのケア対策	各種イベントの企画・実施	総務組
	衛生管理の強化	衛生組
	運営側の健康管理	
	こころのケア対策の強化	
	避難所以外の場所に滞在する人の健康管理	
	生活場所の整理、プライバシー確保	施設管理組
避難所利用者の減少などに伴う運営体制の見直し	運営体制の見直し	避難所運営委員会
	ルールの見直し	総務組
	配置変更にかかる見回り場所の見直し	施設管理組

- (3) 避難所が災害発生から7日以内に閉鎖する見込みがたたない場合は、速やかに町災害対策本部に連絡します。

34 集約・統合・閉鎖の準備

町災害対策本部から避難所の集約・統合・閉鎖に関する情報や指示があった場合は、指示に従った準備を行います。

35 撤収期（ライフライン回復時）の対応

撤収期は、電気・ガス・水道などのライフライン機能が復活することにより、地域の本来の生活を再開することができる期間です。住居をなくした人は、より生活環境の整った応急仮設住宅などの長期受入施設に移動してもらい、避難所を段階的に統合・閉鎖することで、施設の本来の業務を再開させる準備を行います。

(1) 運営体制

避難所運営委員会は、避難所利用者の生活再建を重視し、避難所の統合・閉鎖に伴う避難所利用者の合意形成を図りながら、避難所となった施設の原状回復を行います。

(2) 撤収期の業務

ア 避難所の統合・閉鎖に向けた準備

(ア) ライフラインの回復状況などから、避難所の縮小・統廃合の時期、閉鎖後の対応などについて、町災害対策本部と協議します。

(イ) 避難所を統合する場合は、移動の日時や方法、荷物などを搬送するための車両や人員の確保などについても、町災害対策本部と協議します。

イ 統合・閉鎖に向けた説明会の開催

(ア) 避難所の統合・閉鎖にあたり、町が説明会を開催するなどして。避難所利用者全員に伝え了解を得ます。

(イ) 説明会を開催する場合は、事前に情報掲示板や各組長などを通じて、在宅避難者等を含めた避難所利用者全員に伝える。また、説明会に参加できない人などにも、確実に情報が伝わるようにします。

36 避難所の閉鎖準備

(1) 引継ぎ

ア 避難所の統合・閉鎖にあたり、避難所利用者の情報などを円滑に引継ぎすることができるよう避難所運営委員会、各運営組などの協力を得て避難所の運営・管理に関する情報や書類を集約し、**事務引継所**（様式25）に記載します。

イ 集約した情報や書類などは、町災害対策本部に提出します。

(2) 片付け

ア 避難所運営委員会、各運営組、避難所利用者、避難所派遣職員、施設管理者は協力して、施設全体の清掃や使用した備品の返却、整理整頓を行います。

イ 片付けのための人手が足りない場合は、町災害対策本部に対し職員やボランティアの派遣を要請します。

37 避難所の閉鎖

避難所運営委員会は、避難所閉鎖の日に解散します。